

## ●がん患者医療用補正具購入費助成事業

がん治療に伴う脱毛や外形変化により、医療用補正具を購入した人に、購入経費の一部を助成しています。

- 対象者 ①市内に住所を有し、がんと診断され、がんの治療を行っている人  
②がんの治療による脱毛、乳房切除により補正具を購入した人

医療用ウィッグ	全頭用医療用ウィッグ本体1台分の購入に要する経費 (ただし、本体に含まれない付属品またはケア用品を除く)
乳房補正具 (右側または左側)	補正パッドおよび人工乳房本体1個分の購入に要する経費 (これらを固定する下着類を含む)

助成額	上限2万円まで
回数	補正具1種類につき1回まで



問い合わせ先 市役所保健課健康推進係(内線235)

## ●若年がん患者等在宅療養支援事業

若年がん患者などの人が自宅で生活するための福祉用具の貸与および購入にかかる費用の一部を助成します。

- 対象者：市内に住所を有する40歳未満の人で、次の①～③のすべての項目に該当する人  
①がん患者など(介護保険法の第2号被保険者が要介護認定または要支援認定を受ける状態と同等)の人  
②市税および市が債権を有する公課の滞納がない人  
③他の事業などにおいて、本事業と同等の助成を受けることができない人

福祉用具の貸与	工事を伴わないてすり・スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車椅子、車椅子付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、徘徊感知機器、つり具部分を除く移動用リフト、自動排泄処理装置の交換可能物品
福祉用具の購入	腰掛け便座、移動用リフトのつり具の部分、入浴補助用具、簡易浴槽、排泄予測支援機器、自動排泄処理装置の交換可能物品

福祉用具の貸与	助成対象経費の10分の9。1月当たり上限5万4千円
福祉用具の購入	同一年度内上限10万円



問い合わせ先 市役所保健課健康推進係(内線235)

## ●がん介護ケアよろず相談窓口『ヒロピス』

広田診療所では、がんの看護やケアに関する相談支援窓口を設けています。一人で悩まずに相談してみませんか？

- 対象者：がん患者・家族・看護ケア関係者など  
●相談時間：水曜日…午後2時～5時、月・火・木・金曜日…午後4時～5時 ※要予約  
●利用料金：無料

問い合わせ先 広田診療所 ☎0192(56)2515

## ●産後ケア事業

子育て中で気になることや、おっぱいのこと、赤ちゃんのことなど、ゆっくりと相談できる産後ケア事業を実施しています。ご自身に合った産後ケアを利用して、からだやこころの疲れを癒やしませんか？



- 対象者：市内に住所を有する次の対象の人  
●デイサービス型：①ママふわり(集団) <対象> 1歳未満の赤ちゃんとそのお母さん  
②ママふわり+(プラス)(個別) <対象> 5カ月未満の赤ちゃんとそのお母さん  
③大船渡病院(個別) <対象> 4カ月未満の赤ちゃんとそのお母さん  
●訪問型：自宅を訪問し、相談やおっぱいのケアを受けることができます。<対象>産後1年以内の人  
※実施内容や日程など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 市役所保健課母子保健係(内線231)

## ●不妊に悩む人への支援事業

一般不妊治療、生殖補助医療や男性不妊治療といった不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の自己負担分を助成します。(令和7年4月診療分より)

- 対象者：①治療を受けた夫婦の一方または双方が市内に住所を有すること  
②妊娠のために、医師から不妊治療が必要であると診断されている人  
③生殖補助医療については、治療開始日の妻の年齢が43歳未満の人

詳細はこちら



### ●一般不妊治療

助成額	治療を開始した月から連続する12カ月の期間につき上限5万円
-----	-------------------------------

※回数に制限はなく、初回の治療から12カ月経過または出産などにより期間を再設定します。

### ●生殖補助医療・男性不妊治療

助成額	生殖補助医療	1回の申請につき上限10万円	回数	治療開始日の妻の年齢が40歳未満は6回
	男性不妊治療	1回の申請につき上限5万円		治療開始日の妻の年齢が40歳以上43歳未満は3回

※岩手県の助成事業・特定不妊治療交通費助成金(保険適用の特定不妊治療を受けた人を対象に交通費を助成)・不育症検査費用助成事業(不育症の検査にかかる費用の7割に相当する額を助成)  
詳しくは、大船渡保健所にお問い合わせください。☎0192(27)9913

問い合わせ先 市役所保健課母子保健係(内線231)

## ●妊産婦等交通費支援事業

妊婦健診や出産などにかかる交通費などの一部を助成しています。

- 対象者：市内に住所を有する全妊産婦など  
●助成額：1分娩につき上限10万円  
●助成対象：岩手県内および宮城県内の病院への通院が対象となります。  
①妊産婦健診や診療(妊娠・出産にあたって必要な診療に限る)、分娩のため自宅から医療機関へ移動した交通費  
②総合周産期母子医療センターにて健診などが必要と診断された生後1歳までの乳児(ハイリスク児)の保護者が自宅から医療機関へ移動した交通費  
③入院や分娩待機のためのホテルなどの宿泊費(上限10,500円/泊)  
※里帰り先の居住地(岩手県、宮城県以外も含む)から、医療機関まで片道60分以上の移動時間を要する場合は、助成対象となります。

詳細はこちら



問い合わせ先 市役所保健課母子保健係(内線233)

## ●未熟児養育医療給付制度

指定養育医療機関において入院治療を受ける場合、医療費が公費負担となる場合があります。

- 対象者：市内に住所を有し、指定医療機関において、医師が入院による療育が必要と認める未熟児  
※必要書類や公費負担の範囲など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 市役所保健課母子保健係(内線231)

## ●妊婦支援給付金について

妊婦や子育て世帯が安心して出産や子育てができるように、給付金を支給します。

- 対象者：①市内に住所を有する妊娠の届出をした妊婦 ②市内に住所を有する出生の届出をした産婦  
●給付額

給付1回目	妊娠1回につき5万円
給付2回目	出生した子ども(胎児)1人につき5万円

詳細はこちら



※胎児心拍確認後の流産や死産により、妊娠を継続できなかった人も対象です。  
詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 市役所保健課母子保健係(内線231)